五〇　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二五184二

五一　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件　二五184三

○金融庁

二六　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　八四

二七―二〇　保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件　一六一

三一　保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準の一部を改正する件　一七一

三二　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　一七二

三三　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件の一部を改正する件　二五二

○総務省

二四一　電気通信主任技術者試験の実施に関する事務を行う事務所の廃止に関する件　二二

二四二　工事担任者試験の実施に関する業務を行う事務所の廃止に関する件　二二

二四三　特定国外派遣組織を指定する件　一〇三二

二四四　〃　一六二

二四五　政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件、同条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　一七178一

二四六　平成二十八年総務省告示第三百六十六号の一部を訂正する件　一七178五

二四七　特定国外派遣組織を指定する件　一八二二四一

二四八　〃　一一

二四九　市の境界変更の件　二二一

二五〇　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二四一

二五一　家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件　二四183一二

二五二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第一号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件の一部を改正する件　二五三

二五三　地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針　二八二

二五四　特定国外派遣組織を指定する件　二九一

二五五　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第七条第五項の規定に基づき公示をする件　二九一

二五六　インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件の一部を改正する件　二九186一七

二五七　常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数を定める件の一部を改正する件　二九186一七

二五八　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　二九186一七

二五九　インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二九186一九

二六〇　インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二九186二一

二六一　宇宙無線通信を行う無線局（インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局（一、六二六・二MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を除く。）の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件　二九186二七

二六二　無線設備規則第四十九条の二十三の三及び第四十九条の二十三の四に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件　二九186二八

二六三　周波数割当計画の一部を変更する件　二九186二八